

# 決議

道路は、国民生活や経済・社会活動を支える最も基礎的なインフラであり、整備を求める地方の声は切実なものがある。

少子高齢化が進展している中、地域間格差の解消を図り、活力ある地域づくり・都市づくりを推進するとともに、環境問題に対処し、安全で安心できる国土の実現を図るためには、高速道路から生活道路までのネットワークの整備が重要である。

平成二十一年度より道路特定財源制度が廃止され、一般財源化されたが、未だ道路整備の状況は質・量ともに十分であるとは言えない。道路整備に対する国民のニーズが依然強いことを踏まえ、引き続き道路整備の推進が強力に図り、納税者の理解を得るよう努めることが必要である。

そのためにも、次の事項について特段の配慮を強く要望する。

一、高速道路から日常生活に身近な生活道路まで、バランスのとれたネットワークの整備や、慢性的な渋滞の解消、開かずの踏切対策、交通事故対策をはじめ、自動車利用者が求める道路整備については、必要な予算を確保し、滞ることなく着実に推進すること。

一、平成二十一年度に創設された地域活力基盤創造交付金については、地域の生活に密着した道路整備が安定的に実施されるよう、必要な額を確保すること。

一、自動車利用者が負担している税の使途は、納税者の理解を得られるものとすること。

一、高速道路については、利用者の声も踏まえつつ、高速道路料金の引下げやスマートインターチェンジの整備等により、引き続き、利用者の利便性向上に努めること。

一、老朽化する道路ストックの増大に対応し、適時適切な修繕等による効率的な道路ストック管理を行い、安全性・耐久性を高めること。

一、今後の事業評価の実施に当たっては、地域からの提案を反映させる等、救急医療、観光、地域活性化、企業立地、安全・安心の確保など地域にもたらされる様々な効果を総合的に評価すること。

一、道路利用者の意見を反映した道路整備を推進すること。

平成二十一年五月二十六日